

公益財団法人
日本電信電話ユーザ協会
奈良支部 会則

2022年6月

目 次

第1章 総則	1
第2章 支部運営	1
第3章 支部理事会	3
第4章 支部会計	5
第5章 支部会員	5
第6章 支部事務局	5
第7章 支部会則変更	5
付 則	5

公益財団法人 日本電信電話ユーザ協会 奈良支部会則

制定 2012年7月 2日

改定 2022年6月 20日

公益財団法人日本電信電話ユーザ協会定款第58条及び会員組織に関する規程第3条第4項に基づき、奈良支部会則を次のとおり定める。

第1章 総 則

(名称)

第1条 本支部は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会奈良支部（以下「支部」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本支部は、事務所を奈良市内に置く。

(事業区域)

第3条 本支部は、奈良県内を事業区域とする。

第2章 支 部 運 営

(支部の運営方針)

第4条 本支部は、目的及び事業の範囲において、理事会が定める経営の基本方針に基づき、地域に即した活動を行う。

(支部役員・役職と選任)

第5条 本支部に、次の役員を置く。

(1) 支部理事 20人程度 (2) 支部監事 2人

2 支部理事のうち1人を支部長、若干名を副支部長とする。

3 支部長に日常業務を補佐する支部長代行を置くことができる。

4 支部理事及び支部監事（以下「支部理事等」という。）は、支部理事会において選任する。

(支部長及び副支部長の選任)

第6条 支部長及び副支部長は、支部理事会において選任する。

(支部理事等の職務)

第 7 条 支部長は、支部理事を代表し、支部の事業活動について、提言、助言等を行う。

- 2 副支部長は、支部長を補佐する。
- 3 支部理事は、支部の事業活動について、提言、助言等を行う。
- 4 支部監事は、支部の事業活動及び財産の状況について、検査を行う。

(支部理事等の任期)

第 8 条 支部理事等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による支部理事等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 支部理事等は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。
- 4 ただし、当該理事等の所属する団体で後任者が選任された場合は、その後任者が前職の職務を代行することができる。

(支部理事等の解任)

第 9 条 支部理事等に支部理事等としてふさわしくない行為があったとき、又は、支部理事等として職務の執行に堪えられないときは、支部理事会の議決により、解任することができる。

(評議員の選任と任期)

第 10 条 本支部に支部評議員を置く。

- 2 支部評議員は、数十人程度とする。
- 3 支部評議員は、支部理事会において選任する。
- 4 支部評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠による支部評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 ただし、当該評議員の所属する団体で後任者が選任された場合は、その後任者が前職の職務を代行することができる。

(支部顧問の選任)

第 11 条 本支部に、支部顧問を置くことができる。

- 2 支部顧問は、支部理事会において選任する。
- 3 支部顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 支部長の相談に応じること
 - (2) 支部理事会から諮問された事項について意見を述べること

第3章 支部理事会

(支部理事会の構成及び機能)

第12条 本支部に、支部理事会を置く。

- 2 支部理事会は、支部理事をもって構成する。
- 3 支部理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 本会則で支部評議員会の議決事項とされている事項
 - (2) 本会則で支部理事会の議決事項とされている事項
 - (3) その他支部の運営に関する重要事項
- 4 支部理事会は、次の事項について、理事会が定める経営の基本方針の範囲内で、議決することができる。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) その他支部の事業活動に関する重要事項

(支部理事会の招集)

第13条 支部理事会は、支部長が必要と認めたとき、又は支部理事の三分の一以上、若しくは支部監事から支部理事会の目的たる事項を示して請求があったとき、支部長が招集する。

(支部理事会の定足数及び議決)

第14条 支部理事会は、支部理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 支部理事会の議長は、支部長がこれに当たる。ただし、支部長が欠席した場合における議長は、出席した支部理事のなかから互選された者がこれに当たる。
- 3 支部理事会の議決は、出席した支部理事の過半数の同意をもって行う。
- 4 やむを得ない理由のため、支部理事会に出席できない支部理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的記録をもって表決し、又は、支部理事会に出席する代理人をもって表決権行使することができる。
- 5 前項の代理人は代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 6 第4項の規定による表決を行った者は出席とみなす。
- 7 支部長が必要と認めた事項については、書面又は電磁的記録を持って、支部理事の賛否を徴し、支部理事会の開催に代えることができる。この場合においては、回答した支部理事の数をもって出席者とみなす。

(支部監事の支部理事会出席)

第15条 支部監事は支部理事会に出席して、その職務に関して意見を述べることができる。

(評議員会の構成及び権能)

第 16 条 本支部に、支部評議員会を置く。

- 2 支部評議員会は、支部評議員をもって構成する。
- 3 支部評議員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 本会則で支部評議員会の議決事項とされている事項
 - (2) その他支部の運営に関する重要事項
- 4 支部評議員会は、次の事項について理事会が定める経営の基本方針の範囲内で、議決することができる。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) その他支部の事業活動に関する重要事項

(支部評議員会の招集)

第 17 条 支部評議員会は毎年1回支部長が招集する。ただし、支部長が必要と認めたとき、又は、支部評議員の3分の1以上、若しくは支部監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、支部長はその理由を付して臨時支部評議員会を招集しなければならない。

(支部評議員の定足数及び議決)

第 18 条 支部評議員会は、支部評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 支部評議員会の議長は、支部長がこれに当たる。ただし、支部長が欠席した場合における議長は、出席した支部評議員のなかから互選された者がこれに当たる。
- 3 第14条第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項の規定は支部評議員会について準用する。この場合において「支部理事」とあるのは「支部評議員」と「支部理事会」とあるのは「支部評議員会」と読み替えるものとする。

(議事録)

第 19 条 支部理事会又は支部評議員会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、支部理事会にあっては出席支部理事、支部評議員会にあっては出席支部評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が議長とともに署名しなければならない。

第4章 支部会計

(会計)

第20条 本支部の会計は、本協会が定める経理規程に従い処理する。

2 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

第5章 支部会員

(会員の構成)

第21条 この会の会員は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の目的に賛同する団体又は個人とする。

(会費)

第22条 会員は、下記に定める会費を納入しなければならない。

(1) 一般会員 3,000円 (2) 賛助会員 30,000円

第6章 支部事務局

(支部事務局)

第23条 支部の事務を処理するため支部事務局を置き、次の職員を配置する。

(1) 支部事務局長(地域担当部長) 1名

(2) 事務職員 若干名

2 支部事務局長は支部事務を統括する。

3 事務職員は支部事務局長の命を受け事務を分掌する。

第7章 支部会則変更

(支部会則の変更)

第24条 本支部会則は、定款、規程等の範囲内において、支部理事会の議決を経て変更することができる。

附 則

この会則は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の設立の日から施行する。